

特定施設の種類

騒音規制法施行令第1条 別表第1（昭和43年11月27日政令第324号）

1	金属加工機械	イ. 圧延機械（定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）
		ロ. 製管機械
		ハ. ベンディングマシン （ロール式のものであって、定格出力が3.75kW以上のものに限る）
		ニ. 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
		ホ. 機械プレス （呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
		ヘ. せん断機（定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
		ト. 鍛造機
		チ. ワイヤフォーミングマシン
		リ. ブラスト（タンブラスト以外で、密閉式のものを除く。）
		ル. 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 （定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	建設用資材製造機械	イ. コンクリートプラント （気ほうコンクリートプラントを除き、混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）
		ロ. アスファルトプラント （混練重量が200kg以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式で定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
7	木材加工機械	イ. ドラムバーカー
		ロ. チッパー（定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
		ハ. 碎木機
		ニ. 帯のご盤 （製材用：定格出力が15kW以上のものに限る。） （木工用：定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
		ホ. 丸のご盤 （製材用：定格出力が15kW以上のものに限る。） （木工用：定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
ヘ. かんな盤（定格出力が2.25kW以上のものに限る。）		
8	抄紙機	
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	

振動規制法施行令第1条 別表第1（昭和51年10月22日政令第280号）

1	金属加工機械	イ. 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
		ロ. 機械プレス
		ハ. せん断機（定格出力が1kW以上のものに限る。）
		ニ. 鍛造機
		ホ. ワイヤフォーマーマシン （定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
2	圧縮機（定格出力が7.5kW以上のものに限る。ただし、冷凍機を除く。）	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 （定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	コンクリートブロックマシン（定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）	
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 （定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）	
6	木材加工機械	イ. ドラムバーカー
		ロ. チッパー（定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
7	印刷機械（定格出力が2.2kW以上のものに限る。）	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 （カレンダーロール機以外のもので定格出力が30kW以上のものに限る。）	
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	